

議案第15号

富津市温泉供給事業特別会計条例等を廃止する条例の制定について
富津市温泉供給事業特別会計条例等を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月19日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

地方公営企業として昭和46年度から金谷の区域内に温泉供給を行ってきた富津市温泉供給事業について、施設の老朽化、加入者の減少等により事業継続が困難であることから、令和3年3月31日をもって当該事業を廃止するため、関係する条例を廃止するものである。

富津市温泉供給事業特別会計条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 富津市温泉供給事業特別会計条例（昭和46年富津市条例第42号）
- (2) 富津市温泉供給事業の設置等に関する条例（昭和46年富津市条例第77号）
- (3) 富津市温泉供給事業条例（昭和46年富津市条例第78号）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 富津市温泉供給事業特別会計の令和2年度の決算に関しては、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際この条例による廃止前の富津市温泉供給事業条例に基づく令和3年3月使用分の温泉料金に係る同条例第4章及び第5章の規定については、なお従前の例による。この場合において、当該温泉料金は令和3年度一般会計により処理するものとする。
- 4 この条例の施行の際富津市温泉供給事業特別会計に属する資産は、令和3年度一般会計に帰属するものとする。